

デジタルアーカイブ特講

第13講 「デジタルアーカイブにおける新たな評価法」

久世均
(岐阜女子大学・教授)

「デジタルアーカイブにおける新たな評価法」

【目 的】

2017年10月、Europeanaより評価方法の新規開発プロジェクトの成果物として“Impact Playbook: For Museums、 Libraries、 Archives and Galleries”（以下プレイブック）の第一部が公開された。プレイブックは「インパクト評価」を実施するための手順・方法をまとめた一種のガイドラインであり、Europeanaだけでなく、その参加機関である欧州各域の図書館・博物館・公文書館・ギャラリー等が各々のデジタルアーカイブ関連事業の持つ多様な価値を各々の見方で評価し、かつその評価結果を他者と共有できるようにするための「共通言語」としての役割を果たすという。

【学習到達目標】

- a. 新たな評価法であるインパクト評価について具体的に説明できる。

- プレイブックは、文化資源のデジタル化事業およびデジタル化された資源の持つ価値を評価するための汎用的な概念モデル“Balanced Value Impact Model”（以下BVIM）を基に作成されている。プレイブックでは評価の対象となる「インパクト」は「（当該組織が責任を負う）活動の結果として利害関係者や社会に生じる変化」と定義される。この定義は、例えば当該デジタルアーカイブへのアクセス数等といった「アウトプット」や当該プログラムの直接的な成果である「アウトカム」を包含するものである。

デジタルアーカイブにおける国際標準化

国際標準化機構（ISO）において、我が国から国際標準化提案した「デジタルアーカイブにおける権利情報の記述と表示」が新業務項目提案（NP）として承認された。本提案は、デジタルアーカイブの権利情報に関する記載内容と記載位置を定める国際標準を開発するものであり、我が国の財産であるデジタルアーカイブの国際的利用促進に貢献するものと期待される。

デジタルアーカイブにおける国際標準化

目的・背景

○デジタルアーカイブは、博物館、図書館、公文書館、その他の組織が知的資産をデジタル化し、インターネット上で公開し利用させる仕組みであり、日本では、国立国会図書館の「国立国会図書館デジタルコレクション」や国立公文書館の「国立公文書館デジタルアーカイブ」など多くのサービスが存在している。これらは、単に文化的資産の記録だけではなく、日本の文化を世界へ発信していくことにも活用されている。

○現状の課題として、デジタルアーカイブの権利情報（データのコピーや転載等）について、通常ウェブサイトに記載されているが、記載内容やその表示場所がウェブサイト毎に異なっており、二次利用者にとって探しづらく、デジタルアーカイブの利用の弊害となっている。

○この状況を改善するために、今般、我が国からISOに、どのような権利情報をどこに表示するか等の指針を規定する規格開発を提案し、平成29年1月に承認された。

- 1) 全般的権利情報の表示
- 2) 詳細権利情報の表示
- 3) 利用許諾申込みフォーム

研究課題

デジタルアーカイブの新しい評価について論述しなさい。

デジタルアーカイブ特講

第13講 「デジタルアーカイブにおける新たな評価法」

久世均
(岐阜女子大学・教授)